

開 第 10 号
令和 4年 4月 5日

一般財団法人 岡山県不動産協会 様

都市計画部開発指導課長

倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等に関する手続きについて（通知）

平素より本市の開発許可行政に関しまして、ご指導・ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等に関する受付（通知）について、お知らせいたします。

申請者に於かれましては、次の内容について、適切に対応して頂くようお願いいたします。

記

現在、開発許可等の申請書や届出書（以下、申請書等）は、開発指導課で受付した後、内容を審査して指摘事項を申請者（代理人）に提示し、申請者（代理人）が修正したものを許可する手続きとしています。

本来、申請書等は、必要書類等を整え、計画内容の不備等を解消したものを提出することとなっております。

今後の手続きでは、必要書類等が整った申請書等（押印無し）を仮受付として受理し、その申請書等を審査し、修正されたもの（押印あり）を本受付し、その後許可します。また、申請手数料については、本受付時に納付するようになります。

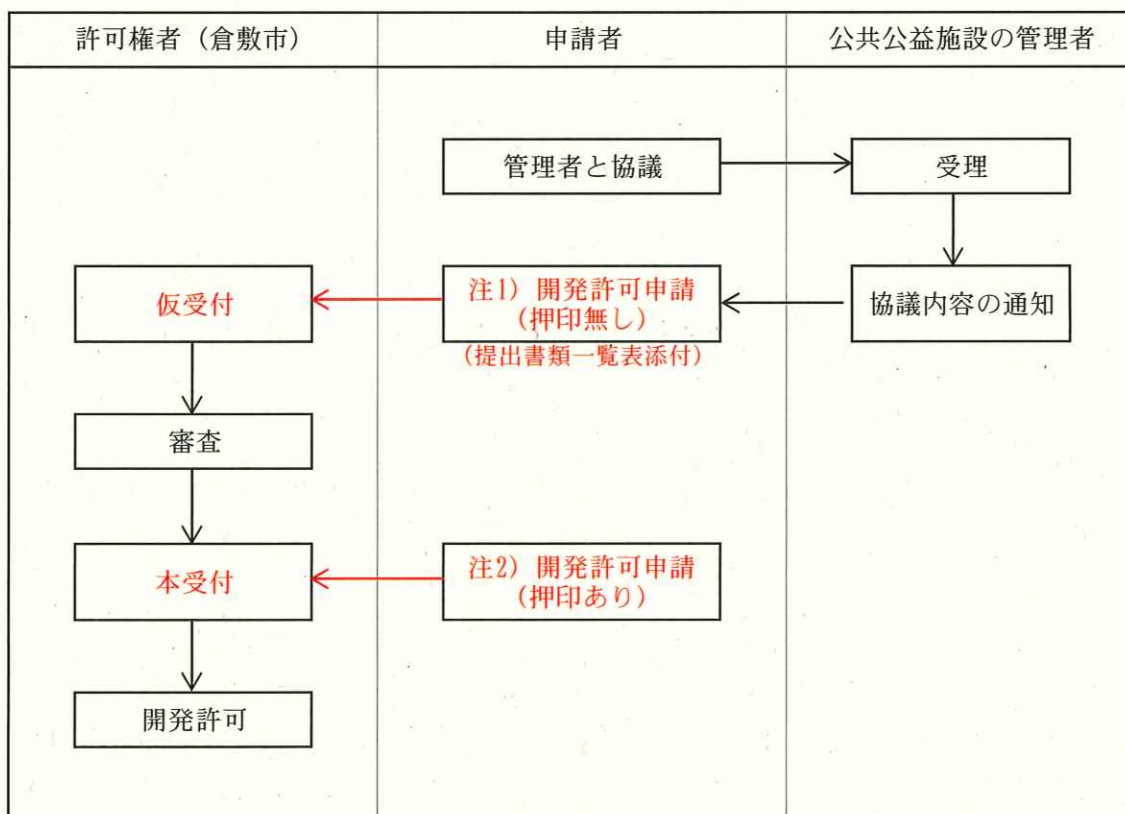
なお、仮受付時には、提出書類一覧表も併せて提出して頂き、不足がないことを確認した上で、仮受付といたします。詳細な手続きの内容については、別紙のフローを参照して下さい。

当手続きの開始は、令和4年6月1日の仮受付からといたします。

以上

問合せ先
都市計画部開発指導課
TEL 086-426-3485

○倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等に関する手続きのフロー図



注1) 仮受付時には、提出書類一覧表を作成して必要書類を確認し、計画内容等を十分検討した上で申請書等を一式提出すること。また、提出する申請書には押印しないこと。

注2) 本受付時には、仮受付し審査され、修正した申請書等に押印した申請書を添付して提出すること。

※ 農地転用申請の受付は、仮受付と同時申請とする。